



平成 27 年 11 月 24 日

各 位

会 社 名 株式会社コネクトホールディングス
代表者名 代表取締役社長 長倉 統己
(コード：3647 東証第二部)
問合せ先 経営管理本部 IR 担当 水野 明男
(TEL：03-5439-6580)

第 5 期（平成27年 8 月期）有価証券報告書の提出期限延長に関する 承認申請書提出決議のお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、以下のとおり、企業内容等の開示に関する内閣府令第15条の2第1項に規定する有価証券報告書の提出期限延長に関する承認申請書の提出を行うことを決議しましたので、お知らせいたします。

1. 対象となる有価証券報告書
第 5 期（平成27年 8 月期）有価証券報告書
2. 延長前の提出期限
平成27年11月30日
3. 延長が承認された場合の提出期限
平成27年12月25日

4. 提出期限の延長を必要とする理由

当社は、平成27年 9 月24日付「第三者委員会設置に関するお知らせ」にて公表しましたとおり、当社100%子会社である株式会社エコ・ボンズの平成27年 8 月期における営業取引につき、当該取引の適正・妥当な会計処理を行うために調査分析することが必要であると判断し、当社と利害関係を有しない中立・公正な外部の専門家から構成される第三者委員会を設置し、平成27年10月26日付「第三者委員会の調査報告書受領に関するお知らせ」にて公表しましたとおり、調査の結果判明した事実関係及び問題点の指摘と再発防止のための提言を目的とする調査報告書（以下「本報告書」といいます。）を受領いたしました。

本報告書において、平成27年 8 月期に係る四半期報告書の訂正の必要性が識別され

ているとの指摘があったことから、当社内で検討した結果、平成27年8月期第3四半期における株式会社エコ・ボンズの営業取引につき、売上高および売上原価をそれぞれ総額にて計上していたものを、取引実態をより適切に反映するため、マージン相当額の純額を売上高とする処理に訂正し、平成27年11月11日付「(訂正)平成27年8月期第3四半期決算短信〔日本基準〕(連結)の一部修正について」にて公表いたしました。

また、平成27年8月期第4四半期における営業取引につきましても会計処理の判断をいただき、一部の取引に付き引当金の計上要否を含む評価の検討を要するとの指摘があったことから、当社において検討を進めて参りましたが、当該検討に当たっては、実際の案件の進捗状況の確認や関係者との交渉状況を含めた今後の方向性の確認が不可欠であったため時間を要しておりました。

当社内で検討した結果、本取引における平成27年8月末の会計処理は、引当金の計上は要しないこと、また調査報告書においては8月31日までの支出額を仮払金処理、同入金額を仮受金処理する会計処理が妥当との見解をいただきましたが、取引実態をより適切に反映するため会計監査人と協議の上、仕入れに伴う地位譲渡、土地売買、地上権譲渡、土地造成業務委託に係る支払額相当を仕掛販売用不動産、商品売買に係る支払相当額を仮払金として処理し、販売に伴う入金額相当を仮受金処理としたうえで、平成28年8月期以降において取引として完結したと看做される客観的証拠が充足した時点で収益認識するものいたしました。

また、調査の過程において、会計監査人から、平成27年4月1日に発行した新株予約権の平成27年7月6日付の行使額3.92億円と、平成27年7月31日に取得した自己株式の取得価額3.96億円が、近日の取引であり取引価格も近似であったことから、その関連性につき検証を求められており、この検証にも時間を要しておりました。

当社内での検証の結果、当該新株予約権の行使と、自己株式の取得においては、それぞれが独立した取引であるとの判断をおこない、平成27年11月11日付で会計監査人に提示し、会計監査人からは平成27年11月16日付で審査会にて了承されたとの報告を受けております。

さらに検証の過程において、会計監査人より、当該新株予約権につき、割当先であるエコ・キャピタル合同会社の社員(出資者)による複数の資金調達先の存在が確認されたことから、資金元の解明による実質株主の特定を求められました。

当該新株予約権の割当時においては、第三者機関を使った割当先及び割当先の社員の調査を行い、また、割当予定先の払込みに要する財産の存在につき、割当予定先の預金通帳において当該新株予約権の発行価額に相当する金額以上の記載を確認し、割当予定先の社員からも当該新株予約権の行使総額に相当する金額以上の残高を金融機関が発行する残高証明の原本にて確認していたため、問題はないものと判断しておりました。

しかし、検証の過程において、割当先の社員が複数先から資金調達をおこなっていることが確認できたため、当社は、割当先の社員の預金通帳を直接確認し、更に調達先各社の預金通帳も確認するとともに、関係者からの聴取も行うなど、検証をおこないました。

検証の結果、いずれの資金調達先も実質株主であるとの意識はなく、株主として株主総会に出席して議決権を行使する意思もなければ、配当金やキャピタルゲインというキャッシュ・フローを保持する意思もなく、また、いずれも、エコ・キャピタル合同会社との間で、株式の所有又は処分、議決権行使等に関する契約書を交わした事実も合意が成立した事実も窺うことはできませんでした。

当社は、いずれの資金調達先も権限行使に係る法的根拠は認められないため、株主名簿管理人より取得した株主名簿の記載、及び EDINET に提出された「大量保有報告書」の閲覧により把握したとおり、現状においては、エコ・キャピタル合同会社を大株主として認識する判断をおこない、平成 27 年 11 月 11 日付で会計監査人に提示し、会計監査人からは平成 27 年 11 月 16 日付で審査会にて了承されたとの報告を受けております。

このため、通常のスケジュールにおいては、平成 27 年 10 月 14 日に公表する予定でありました平成 27 年 8 月期決算短信〔日本基準〕（連結）は、当初の公表予定日から 28 日間経過した平成 27 年 11 月 11 日付で公表いたしました。

しかし、通常のスケジュールから約一か月の遅れとなっている状況において、当社の会計監査人であるアーク監査法人による監査手続きを含む平成 27 年 8 月期決算作業を完了させるまでには相応の時間を要し、平成 27 年 8 月期有価証券報告書の法定提出期限である平成 27 年 11 月 30 日までに、平成 27 年 8 月期連結財務諸表および財務諸表の作成並びに会計監査人による監査を完了させることができなくなり、当該有価証券報告書を提出できない見込みとなったことから、当該有価証券報告書の提出期限延長についての申請を行なうことといたしました。

5. 今後の見通し

今回の提出期限延長に係る申請が承認された場合には、速やかにお知らせいたします。

また、提出期限延長に係る申請が承認された場合には、今回延長承認を申請する平成 27 年 12 月 25 日までは、当社の平成 27 年 8 月期連結財務諸表および財務諸表の作成並びに会計監査人による監査を完了し、平成 27 年 8 月期有価証券報告書を提出できる見込みであります。

株主様・投資家をはじめ取引先及び市場関係者の皆さまには、多大なるご迷惑とご心配をおかけいたしておりますことを、深くお詫び申し上げます。

今後は、全社をあげて、平成 27 年 11 月 2 日付「経営改革委員会の設置、並びに第三者委員会の調査報告書に基づく再発防止策の概要の策定に関するお知らせ」にて公表しておりますとおり、今後の不明瞭な取引の再発防止、及び当社のコーポレートガバナンスの回復のために、経営改革委員会の管理・監督の元、再発防止策を策定実行し、信頼の回復に努めてまいりますので、何卒ご理解をいただき、倍旧のご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以 上